

群馬県ボランティア連絡協議会 会則

（名称及び事務局）

第1条 本会は群馬県ボランティア連絡協議会と称し、事務局をぐんまボランティア・市民活動支援センター内に置く。

（目 的）

第2条 本会はボランティア活動を通じてより良いまちづくりを行うため、市町村ボランティア相互の力を結集し、地域の活性化・ボランティア活動の発展・地域福祉の向上を目指すことを目的とする。

（性 格）

第3条 本会は次の性格を有する。

- （1）民間性・本会は本会の目的に賛同する会員によって構成された民間団体である。
- （2）地域性・本会は本会の活動を通じて地域に根ざしたボランティア活動の推進とまちづくりを図る。
- （3）運動性・本会は社会福祉協議会（以下「社協」という）等のボランティア活動推進機関と情報交換を密にし、地域の諸問題について考え、ボランティア関係者とボランティア活動の充実を図るため、公私協働で展開していく。

（事 業）

第4条 本会は本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）市町村ボランティア連絡協議会（以下「市町村ボランティア連協」という。）の連携及び充実・強化
- （2）ボランティアの資質向上のための研修
- （3）問題解決のためのボランティアの声の集約と協議
- （4）地域へのボランティアの啓発・幅広い広報
- （5）交流・情報交換
- （6）専門部会の設置
- （7）その他目的達成に必要な事業

（会 員）

第5条（1）本会は本会の目的に賛同する市町村ボランティア連協及びボランティアグループ、個人ボランティアをもって正会員とする。

（2）本会に賛助会員を置くことができる。

（入会及び脱会）

第6条（1）本会に入会を希望する市町村ボランティア連協及びボランティアグループ、個人ボランティアは、入会申込書に会費を添えて地元社協を経由して事務局に提出する。

（2）本会の会員はその旨を地元社協を経由して届け出する事により脱会することができる。

(役 員)

第7条 本会は次の本部役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長3名以内 (3) 書記2名 (内1名は事務局担当職員) (4) 会計2名以内 (5) 監事2名 (6) 幹事若干名
- (役員の任務)

第8条 (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は会務の執行にあたる。
- (4) 会計は本会の会計を処理する。
- (5) 監事は会務の執行状況及び会計を監査し、総会に報告する。
- (6) 幹事は本会の運営を企画調整する。

(役員の選出と任期)

第9条 (1) 本部役員は県下を県民局単位の5ブロックに分け、各ブロックの定数に応じた役員をもって構成する。(別記参照)

- (2) 本部役員は、互選により会長・副会長・書記・会計・監事・幹事の各役割を決め、運営委員会において承認する。
- (3) 本部役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- (4) 補欠により選出された本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 本部役員はその任期を満了した後においても、後任者が選出されるまでその職務を行う。

(顧 問)

第10条 (1) 本会に顧問を置くことができる。

- (2) 顧問は運営委員会の同意を得て会長が委嘱する。
- (3) 顧問は本会の主要な事項について、運営委員会の諮問に応える。

(運営委員会)

第11条 本会に運営委員会を置く。

- (1) 運営委員会は、第5条に示す正会員の代表者1名をもって構成する。
- (2) 運営委員会は次の事業を行う。
 - イ 事業計画及び予算に関すること
 - ロ 事業報告及び決算に関すること
 - ハ 役員の選出に関すること
 - ニ 会則等の制定改廃に関すること
 - ホ その他本会運営に関すること
- (3) 運営委員会は、必要の都度会長が召集し議長となる。
- (4) 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成をもって決定する。

(専門部会)

第12条(1) 運営委員会に専門部会を設けることができる。

(2) 専門部会は、それぞれの専門分野について審議し、運営委員会に提言する。

(実行委員会)

第13条(1) 運営委員会に実行委員会を設けることができる。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

(1) 事務局員は会長が委嘱する。

(2) 事務局は本会の事務の処理をする。

(役員会議)

第15条(1) 本会の事業を円滑に推進するため、役員会議を開催する。

(2) 役員会議は、本部役員・事務局職員をもって構成する。

(会 計)

第16条(1) 本会の経費は、会費・寄付金・助成金・補助金その他をもってこれに当てる。

(2) 本会の会費は、構成委員数に応じて年額次の通りする。

イ 個人会員		500円
ロ 連協・グループ会員	50名まで	1,000円
	100名まで	1,500円
	500名まで	5,000円
	1,000名まで	10,000円
	1,001名以上	15,000円
ハ 賛助会員	一口	3,000円

(3) 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(改 正)

第17条 この会則は、運営委員会において出席者の2/3以上の同意を得て改正することができる。

付 則

この会則は、平成7年9月30日から適用する。

平成11年6月3日一部改正

平成15年6月7日一部改正

平成19年6月2日一部改正

平成23年6月2日一部改正

平成25年6月12日一部改正

平成27年6月12日一部改正

令和5年6月22日一部改正

別 記

第 9 条の各ブロック別役員定数

ブロック	役員定数	参 考 会員団体数
中 部	<u>1</u> 名	<u>3</u> 団体
西 部	3 名	6 団体
吾 妻	1 名	3 団体
利根沼田	2 名	4 団体
東 部	<u>2</u> 名	<u>5</u> 団体

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

群馬県ボランティア連絡協議会 様

群馬県ボランティア連絡協議会会則第 6 条により入会申込書を提出いたします。

名 称

住 所

TEL

FAX

代表者

印

ボランティア会員数

グループ数 会員 名

主な活動内容

以 上